



# 埼玉県報

第 3031 号  
平成 30 年(2018 年)  
8 月 24 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県朝霞地方庁舎ほか 58 施設で使用する電気に関する入札公告（管財課）
- 加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 見沼代用水土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 県営土地改良事業熊谷中央地区（区画整理事業）の換地処分（農村整備課）
- 元荒川上流土地改良区の土地改良事業（新谷田地区）計画の変更の認可（農村整備課）
- 建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県立学校間ネットワークシステムの機器賃貸借及び運用管理業務委託に関する落札者等の公示（高校教育指導課）
- 県道熊谷小川秩父線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道熊谷小川秩父線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道熊谷小川秩父線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道越谷野田線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道越谷野田線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県立病院の灯油（平成 30 年度 10・11 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

## 告 示

### 埼玉県告示第九百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県朝霞地方庁舎ほか58施設で使用する電気 予定使用電力量17,978,659  
キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

平成30年12月1日（土）から平成31年11月30日（土）まで

### (4) 需要場所

埼玉県朝霞地方庁舎ほか58施設

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 入札説明書の様式2の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (8) 契約の締結日に関わらず、平成28年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に9,000,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 清水 電話048-830-2613（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成30年10月5日（金）午前9時から平成30年10月10日（水）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

平成30年10月5日（金）午前9時から平成30年10月10日（水）午後3時まで

なお、郵送する場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で平成30年9月7日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年9月5日(水)まで(必着)に埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書(案)による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Asaka Branch Office including other 58 facilities of the premises of the Government Office (estimated kWh: 17,978,659 kWh).

(2) Deadline for submission

By electronic bidding system: 5:00 pm, October 10, 2018

By mail: 3:00 pm, October 10, 2018

In person: 3:00 pm, October 10, 2018

(3) Contact point for more information

Public Property Management Division, General Affairs Department,  
Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2613

## 告 示

### 埼玉県告示第九百二十一号

加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第九百二十二号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第九百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 瀬 田 正 夫 埼玉県久喜市六万部十四番地

# 告 示

## 埼玉県告示第九百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成三十年八月二十一日に県営土地改良事業熊谷中央地区（区画整理事業）の換地処分をした。

平成三十年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第九百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（新谷田地区）計画の変更を平成三十年八月十七日認可した。

平成三十年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

元荒川上流土地改良区

### 二 事務所所在地

行田市

## 告 示

### 埼玉県告示第九百二十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

なお、平成三十年埼玉県告示第八百八十六号は、取り消す。

平成三十年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成三十年八月八日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

株式会社田中工業

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼四百四十七番地

ハ 代表者の氏名

田中 亮圭

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（特―二十七）第七三八〇号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

平成三十年八月二十二日から同月二十八日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社田中工業は、平成三十年七月十二日、さいたま地方裁判所から法人税法違反及び地方税法違反により、罰金千七百万円の有罪判決を受けた。また、同社の元代表取締役は、同じく、懲役一年執行猶予三年の有罪判決を受けた。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

# 告 示

## 埼玉県告示第九百二十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

### 二 作業種類

一般国道四百六十八号首都圏中央連絡自動車道に係る基準点測量（二級基準点測量 七点）

### 三 作業地域

久喜市菖蒲町上大崎地先から久喜市下早見地先まで

### 四 作業期間

平成三十年九月十日から平成三十一年三月二十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第九百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県立学校間ネットワークシステムの機器賃貸借及び運用管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年6月25日

4 落札者の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号JPタワー

5 落札金額

1,546,730,640円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年5月15日

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年八月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域



新	旧	旧新別
字白石字唐沢六番一地先まで	秩父郡東秩父村大字白石字唐沢一番一地从先から同郡同村大	区 間
七・八二〇一四・六〇	七・二九〇七・九〇	敷地の幅員 (メートル)
四三・六三		延長 (メートル)
局所的改良		備考

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年八月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
まで	秩父郡東秩父村大字白石字唐 沢三八番地先から同郡同村大 字白石字竹ノ花四二番四地先	区 間
五・八五〇九・五九	五・六八〇五・六八	敷地の幅員 (メートル)
二五・二〇		延 長 (メートル)
局所的改良		備 考

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年八月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
地先まで	秩父郡東秩父村大字白石字夏内八五二番一地先から同郡同村大字白石字夏内八五一番三	区 間
六・七七〇九・三二	六・四二〇七・六七	敷地の幅員 (メートル)
二四・三二		延長 (メートル)
局所的改良		備考

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年八月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

<p>新旧 A</p>	<p>旧 新 別</p>	
<p>越谷市大字増林字根通三四六 四番七地先から越谷市大字増 林字根通三五一七番三地先ま で</p>	<p>区 間</p>	
<p>一六・一四 五 四・二 一</p>	<p>一六・一四 一 六・六 七</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五五・七三</p>	<p>延長 (メートル)</p>	
	<p>備 考</p>	

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年八月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫



越谷野田線	路線名
越谷市大字増林字根通三四六四番七地先から 越谷市大字増林字根通三五一七番三地先まで	供用開始の区間
平成三十年八月二十四日	供用開始の期日
	備考

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

## 1 調達内容

### (1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成30年度10・11月分）

JIS 1号 93,300リットル

### (2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

### (3) 履行期間

平成30年10月1日から平成30年11月30日まで

### (4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室780 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

### (5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 118,000リットル

平成30年10月

イ 最初の契約に係る入札公告日

平成30年4月3日

### (6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停

止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 石井

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成30年9月19日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年9月18日 午後5時まで  
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成30年9月19日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金

の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### (3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成30年9月5日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

#### (5) 契約書作成の要否

要

#### (6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

#### (7) 手続における交渉の有無

無

#### (8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高

砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 93,300ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. September 19, 2018 (Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. September 18, 2018)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan  
Telephone: 048-830-5985

## 告 示

### 埼玉県教委告示第二十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

#### 一 日時

平成三十年八月二十九日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

イ 県議会平成三十年九月定例会提出予定案件について

ロ 平成三十一年度埼玉県立伊奈学園中学校において使用する教科用図書の採択について

ハ 平成三十一年度埼玉県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択について

ニ 平成三十一年度埼玉県立高等学校において使用する教科用図書の採択について

ホ その他